

平成 28 年度福祉行政報告例の概況

	目 次	頁
報告の概要	1
結果の概要		
1 身体障害者福祉関係	2
2 知的障害者福祉関係	2
3 障害者総合支援関係	3
4 婦人保護関係	3
5 老人福祉関係		
(1) 老人ホームの施設数・定員	4
(2) 老人クラブ数・会員数	4
6 民生委員関係		
(1) 民生委員数	5
(2) 民生委員の活動状況	5
7 社会福祉法人関係	6
8 戦傷病者特別援護関係	6
9 児童福祉関係		
(1) 児童相談所における相談の種類別対応件数	7
(2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数	8
用語の定義	9

平成 28 年度福祉行政報告例の概況は厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>)

報 告 の 概 要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。

3 報告の種類及び時期

月報(6表)及び年度報(50表)とする。

月 報 (国への提出期限：翌月末)

年度報 (国への提出期限：翌年度4月末、ただし、一部のものについては当該年度4月末)

4 報告事項

身体障害者福祉関係、障害者総合支援関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係、中国残留邦人等支援給付等関係

5 報告の方法及び系統

都道府県、指定都市及び中核市は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)に提出する。



6 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

減少数(率)の場合	△
-----------	---

(2) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

結果の概要

1 身体障害者福祉関係

平成 28 年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数は 5,148,082 人で、前年度に比べ 46,391 人 (0.9%) 減少している (表 1)。

表 1 身体障害者手帳交付台帳登録数の年次推移

(単位：人)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	各年度末現在	
						対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	5 231 570	5 252 242	5 227 529	5 194 473	5 148 082	△ 46 391	△ 0.9
18歳未満	107 021	106 461	105 318	103 969	102 391	△ 1 578	△ 1.5
18歳以上	5 124 549	5 145 781	5 122 211	5 090 504	5 045 691	△ 44 813	△ 0.9

2 知的障害者福祉関係

平成 28 年度末現在の療育手帳交付台帳登録数は 1,044,573 人で、前年度に比べ 35,341 人 (3.5%) 増加している (表 2)。

表 2 療育手帳交付台帳登録数の年次推移

(単位：人)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	各年度末現在	
						対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	908 988	941 326	974 898	1 009 232	1 044 573	35 341	3.5
18歳未満	232 094	238 987	246 336	254 929	262 702	7 773	3.0
18歳以上	676 894	702 339	728 562	754 303	781 871	27 568	3.7

3 障害者総合支援関係

平成28年度中の身体障害者・児及び難病患者等の補装具費の支給状況は、購入決定件数が158,473件で、修理決定件数が119,423件となっている。

それぞれの決定件数を補装具の種類別にみると、購入は「装具」が45,779件、修理は「車椅子」が41,391件と最も多くなっている。(表3)

表3 身体障害者・児及び難病患者等の補装具費の支給状況

(単位:件)

補装具の種類	購入決定件数				修理決定件数			
	平成27年度	28年度	対前年度		平成27年度	28年度	対前年度	
			増減数	増減率(%)			増減数	増減率(%)
総数	158 476	158 473	△ 3	△ 0.0	121 012	119 423	△ 1 589	△ 1.3
義肢装具	6 223	6 255	32	0.5	7 855	7 929	74	0.9
座位保持装置	44 564	45 779	1 215	2.7	17 686	17 649	△ 37	△ 0.2
盲人安全つえ	9 338	9 322	△ 16	△ 0.2	8 531	8 688	157	1.8
義眼	9 166	9 073	△ 93	△ 1.0	126	115	△ 11	△ 8.7
眼鏡	1 226	1 157	△ 69	△ 5.6	11	11	0	0.0
補聴器	6 901	6 637	△ 264	△ 3.8	372	371	△ 1	△ 0.3
車椅子	44 206	44 683	477	1.1	27 542	27 357	△ 185	△ 0.7
電動車椅子	23 333	22 433	△ 900	△ 3.9	42 334	41 391	△ 943	△ 2.2
座位保持椅子	3 132	3 104	△ 28	△ 0.9	14 805	14 235	△ 570	△ 3.9
起立保持器具	2 130	2 187	57	2.7	388	431	43	11.1
歩行補助器具	319	234	△ 85	△ 26.6	148	132	△ 16	△ 10.8
頭部保持器具	2 564	2 461	△ 103	△ 4.0	562	460	△ 102	△ 18.1
排便補助器具	552	503	△ 49	△ 8.9	2	4	2	100.0
歩行補助つえ	32	34	2	6.3	5	3	△ 2	△ 40.0
重度障害者用意思伝達装置	4 226	4 034	△ 192	△ 4.5	193	170	△ 23	△ 11.9
	564	577	13	2.3	452	477	25	5.5

4 婦人保護関係

平成28年度中の婦人相談所及び婦人相談員における相談の受付件数は309,632件で、前年度に比べ4,025件(1.3%)減少している。

相談の経路別にみると、「本人自身」からの相談の受付件数は235,963件で、前年度に比べ3,636件(1.5%)減少している。(表4)

表4 婦人相談所及び婦人相談員における相談の経路別受付件数の年次推移

(単位:件)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	302 197	303 332	300 654	313 657	309 632	△4 025	△ 1.3
本人自身	228 766	227 503	225 387	239 599	235 963	△3 636	△ 1.5
本人以外 ¹⁾	73 431	75 829	75 267	74 058	73 669	△ 389	△ 0.5

注:1)「本人以外」とは、「福祉事務所」「縁故者・知人」「他の相談機関」等である。

5 老人福祉関係

(1) 老人ホームの施設数・定員

平成28年度末現在の老人ホーム（有料老人ホームは除く。）の施設数は12,588施設で、前年度に比べ144施設（1.2%）増加し、定員は740,542人で前年度に比べ9,395人（1.3%）増加している。

施設の種類別に定員の増減をみると、前年度に比べ「特別養護老人ホーム」が10,232人（1.8%）、「都市型軽費老人ホーム」が217人（24.5%）、「軽費老人ホーム」が23人（0.0%）増加している。（表5）

表5 老人ホームの施設数・定員の年次推移

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	各年度末現在	
						対前年度 増減数	増減率(%)
施設総数(施設)	10,779	11,174	12,030	12,444	12,588	144	1.2
養護老人ホーム	961	980	986	982	976	△ 6	△ 0.6
特別養護老人ホーム	7,605	7,951	8,781	9,181	9,324	143	1.6
軽費老人ホーム	1,961	1,980	1,998	2,012	2,013	1	0.0
都市型軽費老人ホーム	16	31	41	52	64	12	23.1
軽費老人ホームA型	213	212	206	201	196	△ 5	△ 2.5
軽費老人ホームB型	23	20	18	16	15	△ 1	△ 6.3
定員総数(人)	664,971	684,030	709,791	731,147	740,542	9,395	1.3
養護老人ホーム	65,584	66,555	66,906	66,449	65,724	△ 725	△ 1.1
特別養護老人ホーム	507,091	524,110	548,732	570,449	580,681	10,232	1.8
軽費老人ホーム	78,389	79,343	80,431	80,769	80,792	23	0.0
都市型軽費老人ホーム	271	548	688	886	1,103	217	24.5
軽費老人ホームA型	12,566	12,526	12,166	11,876	11,574	△ 302	△ 2.5
軽費老人ホームB型	1,070	948	868	718	668	△ 50	△ 7.0

(2) 老人クラブ数・会員数

平成28年度末現在の老人クラブ数は101,110クラブで、前年度に比べ2,711クラブ（2.6%）減少し、会員数は5,686,222人で、前年度に比べ220,070人（3.7%）減少している。

老人クラブ数、会員数とも年々減少している。（図1、表6）

図1 老人クラブ数・会員数の年次推移

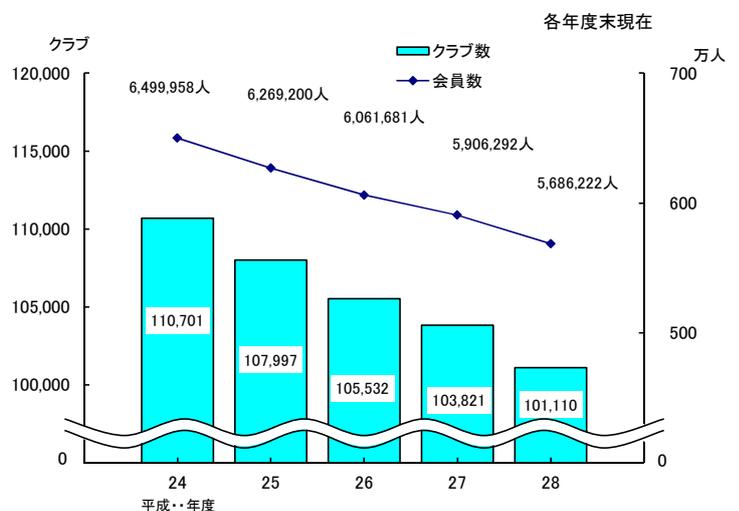


表6 老人クラブ数・会員数

	平成27年度	28年度	各年度末現在	
			対前年度 増減数	増減率(%)
老人クラブ数(クラブ)	103,821	101,110	△ 2,711	△ 2.6
会員数(人)	5,906,292	5,686,222	△ 220,070	△ 3.7

6 民生委員関係

(1) 民生委員数

平成28年度末現在の民生委員（児童委員を兼ねる。）の数は230,739人で、前年度に比べ950人(0.4%)減少している。

男女別にみると、男は90,273人で、前年度に比べ1,210人(1.3%)減少し、女は140,466人で、前年度に比べ260人(0.2%)増加している。(表7)

表7 男女別民生委員数の年次推移

(単位：人) 各年度末現在

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	構成割合 (%)	対前年度	
							増減数	増減率(%)
総数	230 199	230 060	231 339	231 689	230 739	100.0	△ 950	△ 0.4
男	91 593	91 507	91 598	91 483	90 273	39.1	△ 1 210	△ 1.3
女	138 606	138 553	139 741	140 206	140 466	60.9	260	0.2

(2) 民生委員の活動状況

平成28年度中に民生委員が処理した相談・支援件数は6,051,342件で、前年度に比べ340,123件(5.3%)減少し、その他の活動件数は26,399,148件で、前年度に比べ736,310件(2.7%)減少している。また、訪問回数は37,119,205回で、前年度に比べ1,385,676回(3.6%)減少している。(表8)

表8 民生委員の活動状況の年次推移

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
相談・支援件数(件)	7 172 257	6 714 349	6 465 231	6 391 465	6 051 342	△ 340 123	△ 5.3
その他の活動件数 ¹⁾ (件)	26 681 004	26 198 777	27 122 151	27 135 458	26 399 148	△ 736 310	△ 2.7
訪問回数 ²⁾ (回)	38 053 404	37 173 214	38 648 913	38 504 881	37 119 205	△ 1 385 676	△ 3.6

注：1)「その他の活動件数」は、調査・実態把握、行事・事業・会議への参加協力、地域福祉活動・自主活動及び民児協運営・研修等の延件数である。

2)「訪問回数」は、見守り、声かけなどを目的として心身障害者・児、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者及び要保護児童等に対して訪問・連絡活動(電話によるものを含む。)を行った延回数である。

7 社会福祉法人関係

平成28年度末現在の社会福祉法人数は20,625法人で、前年度に比べ656法人(3.3%)増加している。

社会福祉法人の種類別にみると「施設経営法人」が18,101法人で、前年度に比べ619法人(3.5%)増加している。(表9)

表9 社会福祉法人数の年次推移

	(単位：法人)					各年度末現在	
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	19,407	19,636	19,823	19,969	20,625	656	3.3
社会福祉協議会	1,901	1,901	1,901	1,900	1,900	0	0.0
共同募金会	47	47	47	47	47	0	0.0
社会福祉事業団	131	129	129	129	125	△ 4	△ 3.1
施設経営法人	16,981	17,199	17,375	17,482	18,101	619	3.5
その他	347	360	371	411	452	41	10.0

注：平成27年度までは2つ以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人(厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分)は含まれていないが、そのうち地方厚生局長所管分については平成28年度から都道府県に権限移譲されたため、対象となった当該法人が含まれている。

8 戦傷病者特別援護関係

平成28年度末現在の戦傷病者手帳交付台帳登録数は8,907人で、前年度に比べ1,556人(14.9%)減少している(表10)。

表10 戦傷病者手帳交付台帳登録数の年次推移

	(単位：人)					各年度末現在	
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	17,651	14,385	12,163	10,463	8,907	△ 1,556	△ 14.9

9 児童福祉関係

(1) 児童相談所における相談の種類別対応件数

平成28年度中の児童相談所における相談の対応件数は457,472件となっている。

相談の種類別にみると、「障害相談」が185,186件（構成割合40.5%）と最も多く、次いで「養護相談」が184,314件（同40.3%）、「育成相談」が45,830件（同10.0%）となっている。

また、「養護相談」の構成割合は年々上昇している。（図2、表11）

図2 児童相談所における相談の種類別対応件数

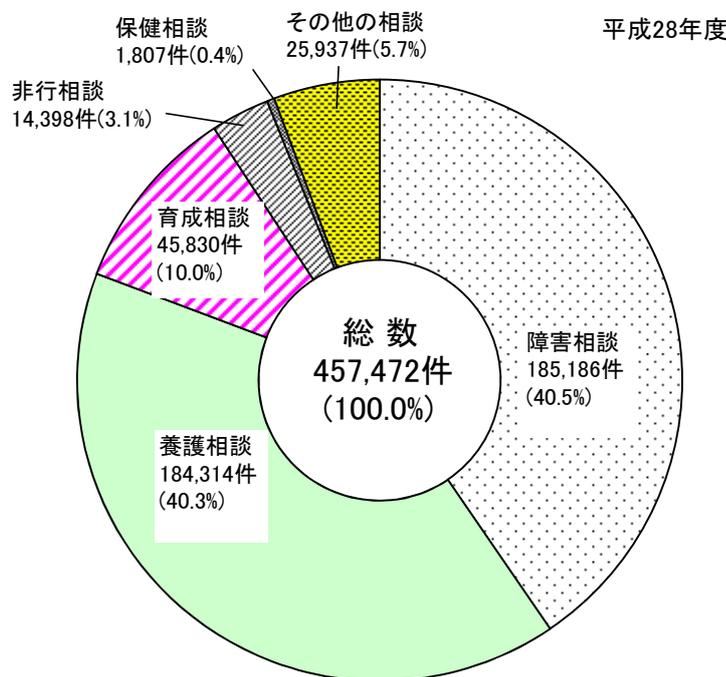


表11 児童相談所における相談の種類別対応件数の年次推移

（単位：件）

	平成24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		対前年度	
	件数	構成割合(%)	増減数	増減率(%)								
総数	384,261	100.0	391,997	100.0	420,128	100.0	439,200	100.0	457,472	100.0	18,272	4.2
障害相談	175,285	45.6	172,945	44.1	183,506	43.7	185,283	42.2	185,186	40.5	△ 97	△ 0.1
養護相談	116,725	30.4	127,252	32.5	145,370	34.6	162,119	36.9	184,314	40.3	22,195	13.7
育成相談	52,182	13.6	51,520	13.1	50,839	12.1	49,978	11.4	45,830	10.0	△ 4,148	△ 8.3
非行相談	16,640	4.3	17,020	4.3	16,740	4.0	15,737	3.6	14,398	3.1	△ 1,339	△ 8.5
保健相談	2,538	0.7	2,458	0.6	2,317	0.6	2,112	0.5	1,807	0.4	△ 305	△ 14.4
その他の相談	20,891	5.4	20,802	5.3	21,356	5.1	23,971	5.5	25,937	5.7	1,966	8.2

(2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数

平成 28 年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数は 122,575 件で、前年度に比べ 19,289 件 (18.7%) 増加しており、年々増加している。

被虐待者の年齢別にみると「7～12 歳」が 41,719 件 (構成割合 34.0%) と最も多く、次いで「3～6 歳」が 31,332 件 (同 25.6%)、「0～2 歳」が 23,939 件 (同 19.5%) となっている。(表 12)

相談の種別をみると、「心理的虐待」が 63,186 件と最も多く、次いで「身体的虐待」が 31,925 件となっている (図 3)。

また、主な虐待者別構成割合をみると「実母」が 48.5% と最も多く、次いで「実父」が 38.9% となっており、「実父」の構成割合は年々上昇している (図 4)。

表 12 被虐待者の年齢別対応件数の年次推移

(単位：件)

	平成24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		対前年度	
	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	増減数	増減率(%)
総数	66,701	100.0	73,802	100.0	88,931	100.0	103,286	100.0	122,575	100.0	19,289	18.7
0～2歳	12,503	18.7	13,917	18.9	17,479	19.7	20,324	19.7	23,939	19.5	3,615	17.8
3～6歳	16,505	24.7	17,476	23.7	21,186	23.8	23,735	23.0	31,332	25.6	7,597	32.0
7～12歳	23,488	35.2	26,049	35.3	30,721	34.5	35,860	34.7	41,719	34.0	5,859	16.3
13～15歳	9,404	14.1	10,649	14.4	12,510	14.1	14,807	14.3	17,409	14.2	2,602	17.6
16～18歳	4,801	7.2	5,711	7.7	7,035	7.9	8,560	8.3	8,176	6.7	△ 384	△ 4.5

注：平成27年度までは「0～2歳」「3～6歳」「7～12歳」「13～15歳」「16～18歳」は、それぞれ「0～3歳未満」「3歳～学齢前」「小学生」「中学生」「高校生・その他」の区分の数である。

図3 児童虐待の相談種別対応件数の年次推移

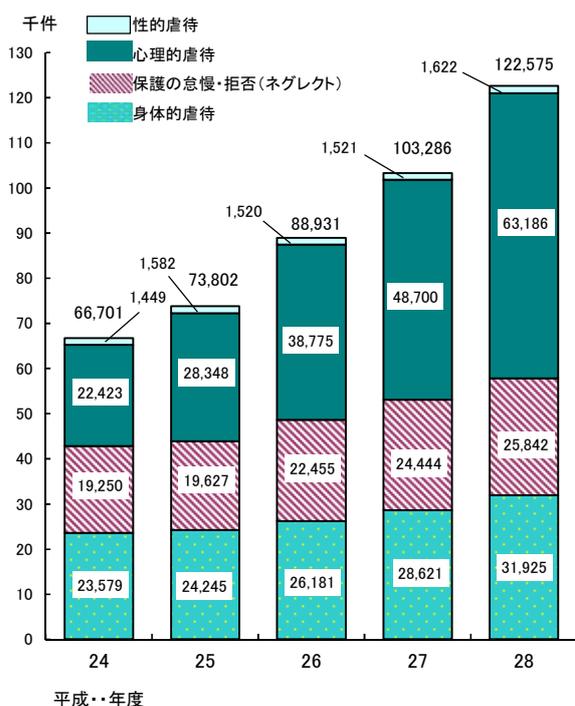
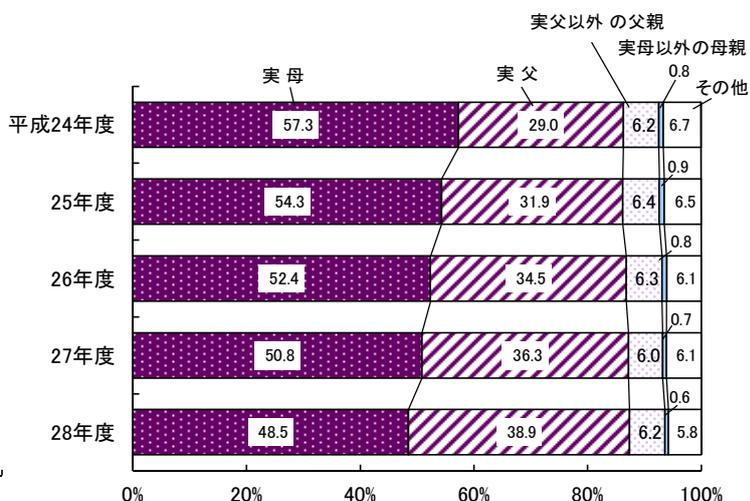


図4 児童虐待相談における主な虐待者別構成割合の年次推移



用語の定義

1 身体障害者福祉関係

身体障害者手帳交付台帳登載数

身体に障害のある者（児）の申請に基づき、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている数をいう。

2 知的障害者福祉関係

療育手帳交付台帳登載数

知的障害者(児)の申請に基づき、都道府県知事及び指定都市市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている数をいう。

3 障害者総合支援関係

補装具

障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

4 婦人保護関係

婦人相談所・婦人相談員

要保護女子に関する各般の問題、家庭関係の破綻、生活の困窮等に関する相談に応じ、必要な指導等を行うため、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、都道府県に設置される相談所及び都道府県知事又は市長が委嘱する相談員をいう。

5 老人福祉関係

(1) 養護老人ホーム

65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設をいう。

(2) 特別養護老人ホーム

65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護する施設をいう。

(3) **軽費老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、軽費老人ホームA型、軽費老人ホームB型**

無料又は低額な料金で食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設であり、このうち軽費老人ホームは、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を、都市型は、都市部を中心とした地域において自炊のできる程度の健康状態にある者を、A型は身寄りのない者、家族との同居が困難な者を、B型は自炊のできる程度の健康状態にある者を入所させる施設をいう。

(4) **老人クラブ**

老人福祉法及び「老人クラブ活動等事業の実施について」（平成13年10月1日老発第390号老健局長通知）に基づき、老人の心身の健康の保持増進に資するための事業を行う団体をいう。

6 民生委員関係

民生委員（児童委員）

生活困窮者、老人、児童、障害者等で援護を要する者の相談に応じ、援助を行うため、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した者をいう。

なお、児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねる。

7 社会福祉法人関係

(1) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人をいう。

なお、福祉行政報告例では、都道府県知事、市長（特別区の区長を含む）が所轄庁である法人のみ報告されるため、厚生労働大臣が所轄庁となる法人（全国を単位として行われる事業を行っている法人等）は含まれていない。

(2) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に基づき設立された団体であって、社会福祉法人として認可されているものをいう。

(3) 共同募金会

社会福祉法に基づき、共同募金を行うことを目的として設立された社会福祉法人をいう。

(4) 社会福祉事業団

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日社庶第121号社会局長・児童家庭局長連名通知）に基づき、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的として、社会福祉法人として設立された団体をいう。

(5) 施設経営法人

社会福祉法に規定する施設を経営する社会福祉法人をいう。

8 戦傷病者特別援護関係

戦傷病者手帳交付台帳登載数

旧軍人軍属等であった者で公務上の傷病のあるものの申請に基づき、都道府県知事が交付する手帳について、各都道府県に備え付けられている戦傷病者カードに記載されている数をいう。

9 児童福祉関係

(1) 児童相談所

児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法により都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置された相談所をいう。

(2) 児童相談所における相談の種類

ア 養護相談

父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ子ども等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談をいう。

イ 保健相談

未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談をいう。

ウ 障害相談

肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談、視聴覚障害児に関する相談、構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談、重症心身障害児（者）に関する相談、知的障害児に関する相談、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談をいう。

エ 非行相談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のごく犯行為、問題行動のある子ども、警察署からご犯少年として通告のあった子ども、触法行為のあったとされる子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談をいう。

オ 育成相談

子どもの人格の発達上問題となる反抗、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校（園）していない状態にある子どもに関する相談、進学適性、職業適性、

学業不振等に関する相談、家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談をいう。

カ その他の相談

上記アからオのいずれにも該当しない相談をいう。